

## 1. 緊急保証制度

- 760業種※<sup>1</sup>（中小・小規模企業数の8割超）が対象です。
- 信用保証協会の100%保証です。
- 保証付債務の一本化など、借換需要にも対応します。

※<sup>1</sup> 対象業種については、ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)で確認できます。

➤➤➤（ご相談）金融機関、お近くの信用保証協会へ

---

## 2. セーフティネット貸付※<sup>2</sup>

- 中小・小規模企業であれば、原則として<sup>(注1)</sup>業種を問わず、事業状況などに応じ、以下の額の範囲内でご利用できます。

7億2,000万円（中小企業）

4,800万円（小規模企業）

（注1）一部例外業種があります。公庫にお尋ねください。

- 長期固定の低利融資<sup>(注2)</sup>です。特に業況の厳しい方には、さらに0.3%の金利引下げを行います。

（注2）中小事業：1.95%、国民事業：2.40%（基準利率5年以内、2月12日現在）

※ 利率は、担保の有無、返済期間その他個別の事情により変動します。

- 既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要にも対応します。

※<sup>2</sup> 商工中金でも独自のセーフティネット貸付を行っています。

➤➤➤（ご相談）お近くの  日本政策金融公庫 へ

---

## 3. 劣後ローン

- 元本据置、長期一括返済の融資であり、財務基盤の強化にご活用いただけます。再建・新事業のため、以下の範囲でご利用可能です。

～2億円、15年一括返済（中小企業）

～2,000万円、10年一括返済（小規模企業）<sup>(注1)</sup>

（注1）税務申告を2期終えていない方は、「～1,000万円、7年一括返済」となります。

➤➤➤（ご相談）お近くの  日本政策金融公庫 へ

---

## 4. 在庫などを担保として活用

- 企業が保有している在庫、売掛債権や手形を利用した保証・融資に積極的に取り組みます。

➤➤➤（ご相談）金融機関、お近くの信用保証協会や  日本政策金融公庫 へ

---